

掛川市教育委員会規則第 2 号

掛川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 2 5 年 3 月 2 7 日

掛川市教育委員会

教育委員長

掛川市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会公印規則（平成17年掛川市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

掛川市教育センター長之印	れい書	正方18	1	学校教育課長
掛川市教育委員会教育政策課長之印	れい書	正方18	1	教育政策課長

」

を

「

掛川市教育センター長之印	れい書	正方18	1	学校教育課長
--------------	-----	------	---	--------

」

に、

「

静岡県掛川市立学校長之印	れい書	正方18	32	各学校長
静岡県掛川市立学校之印	れい書	正方30	32	各学校長
静岡県掛川市立幼稚園長之印	れい書	正方18	12	各幼稚園長
静岡県掛川市立幼稚園之印	れい書	正方30	12	各幼稚園長

」

を

「

静岡県掛川市立学校長之印	れい書	正方18	31	各学校長
静岡県掛川市立学校之印	れい書	正方30	31	各学校長
静岡県掛川市立幼稚園長之印	れい書	正方18	10	各幼稚園長
静岡県掛川市立幼稚園之印	れい書	正方30	10	各幼稚園長

」

に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。